

「LAND」カフェスペースにおけるカフェ事業の出店に関する募集要領

公益財団法人とかち財団（以下「財団」といいます。）では、スタートアップ支援スペース「LAND」（十勝事業創発支援センター）を活用する形での実践的な事業創発支援の一環として、施設内のカフェスペースにおけるカフェ事業の出店者を募集します。

1 目的

十勝地域でカフェ事業を展開しようとする強い意志と事業計画を有する出店希望者が、「LAND」のカフェスペースを利用した実際の営業活動を行うことにより、今後の事業展開に必要な技術や経営手法等を学び、自店舗の開設等に繋げていただこうとするものです。

併せて、起業家や支援事業者等の交流拠点である「LAND」の管理運営の一部を担うことで、出店者自らが様々な人材とのネットワークを育み、今後の店舗開設等に向けた顧客獲得の一助としていただこうとするものです。

2 出店場所の概要

- (1) 所在地 帯広市西2条南11丁目12番地1 天光堂ビル1階 LAND
- (2) 規模構造 鉄骨造 延床面積 215.33 m²
- (3) 開館日時 平日 午前10時から午後8時
土曜 午前10時から午後7時
- (4) 休館日 日曜・祝日
年末年始（12月29日から1月3日まで）
その他、財団理事長が指定する日
- (5) 出店場所 LAND カフェスペース内厨房（カフェスペース 65.3 m²）
- (6) 設備・備品等 LAND 内に既設の設備・備品は当財団と協議の上、使用可能。

3 募集関係

- (1) 対象者
 - ① カフェ店舗を有していないが、十勝地域でカフェ事業を展開する強い意志及び事業計画を有する者
 - ② カフェ店舗を有しており、新たな発想からの事業創発として十勝地域でカフェ事業の展開を志す者
- (2) 募集期間 令和2年1月14日（火曜）～2月14日（金曜）

- (3) 受付時間 10:00 から 17:30 まで（土曜・日曜・祝日除く）
- (4) 申込場所 LAND（帯広市西 2 条南 11 丁目 12 番地 1 天光堂ビル 1 階）
担当：総合企画部事業創発支援グループ
- (5) 決定方法等 書類選考、面接にて令和 2 年 2 月下旬予定
- (6) 提出書類
- ①出店申込書
 - ②事業計画書
 - ③自社経歴書
 - ④事業収支計画書（任意様式）
 - ⑤個人事業主の場合：開業届の写し、全部証明住民票、所得税・市民税の納税証明書
- 法人の場合：定款の写し、法人登記書の写し、貸借対照表及び損益計算書（事業実績のある事業者の方のみ、直近 1 年分）、法人税・法人市民税の納税証明書
- ※開業届は申込日までに税務署に受理されたものとします
- ※個人事業主の場合、契約時に「連帯保証人承諾書」を提出いただきます。

4 出店条件

- (1) 出店期間
- 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで（1 年間）
- ・財団と出店者の協議により、1 年単位で更新することができ、最長 3 年間（令和 5 年 3 月 3 1 日まで）とします。
- (2) 出店等の内容
- ① カフェ事業の出店 コーヒー、紅茶、ビールの提供に係る営業。それ以外のメニュー提供については両者協議の上、決定します
 - ② 管理運営業務 LAND 利用者の受付・接客業務（電話受付含む）
LAND の清掃・施錠管理
LAND 使用料の収納業務
- (3) 出店等の指定時間
- 平日の午後 5 時 0 0 分から午後 8 時 0 0 分までとします。ただし、開館時間内における出店時間の延長は両者協議のうえ決定するものとします。
- (4) 設備・備品等
- 既設以外の設備・備品については出店者が準備します。

(5) 使用料金等

カフェ出店事業の売上額に応じ、施設使用料金及び光熱水費相当額を以下のとおり徴収するものとします。

①施設使用料金

表1に示す割合を、売上額（月額）に乗じて算出した額

<表1>

売上額（月額）	～100,000	～200,000	～300,000	300,001～
割合	0%	10%	15%	20%

②加算料金（光熱水費相当額）

表2に示す割合を、「LAND」の電気・水道料金（月額）に乗じて算出した額

<表2>

売上額（月額）	～100,000	～200,000	～300,000	300,001～
割合	0%	10%	15%	20%

(6) 出店契約

財団と出店者は、出店者の決定後速やかに、出店条件の詳細等に関する契約を締結します。契約内容は両者協議のうえ決定するものとします。

(7) その他

詳細な条件については、別紙「LAND カフェスペースへの出店条件について」を参照してください。

以 上